



鳥取県公報

平成15年 9月24日(水)
第 7 5 2 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	家畜伝染病の発生 (578) (畜産課)	1
	漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意 (579) (水産課)	1
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	1
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (3件) (管理課)	2
正 誤	平成15年 4月 1日付鳥取県告示第224号中訂正	9

告 示

鳥取県告示第578号

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成15年 9月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生場所	発生年月日
流行性脳炎	馬	患畜	1	倉吉市大谷166	平成15年 9月12日

鳥取県告示第579号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、岩美加入区及び泊中部加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成15年 9月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号。以下「法」という。) 第5条の3第1項の規定により猟銃及

び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成15年9月24日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統一郎

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成15年10月2日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1226 - 4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、溝口及び 黒坂の各警察署の管内に居住 する者
	平成15年10月23日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟3階 第12会議室	岩美、鳥取、郡家、及び智頭 の各警察署の管内に居住する 者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年9月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 一般国道313号(北条倉吉道路)道路改良工事(3工区)

(2) 工事場所 東伯郡北条町弓原

(3) 工事内容

本件工事は、一般国道313号(北条倉吉道路)の地盤改良工事である。

(4) 工事の詳細

深層混合処理工法 2軸 1000 7.8~14.8 686本

低振動及び低騒音のサンドドレーン工法及びサンドコンパクションパイル工法

(5) 工 期 平成15年10月から平成16年3月25日まで

(6) 予定価格 307,447,350円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 土木工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

(3) 平成14年鳥取県告示第367号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

(4) 平成15年9月24日(水)から同年10月6日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 平成15年4月1日(火)から同年10月6日(月)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(6) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している低振動及び低騒音のサンドドレーン工法又はサンドコンパクションパイル工法による地盤改良工事(以下「同種工事」という。)を元請又は共同企業体の代表者として施工した実績があること。

(7) 本件工事において、低振動及び低騒音のサンドドレーン工法及びサンドコンパクションパイル工法に係る地盤改良工事を下請けによらず自社で施工することができること。

(8) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができる者を有すること。

ア 主任技術者にあつては、次に掲げる基準を満たす者であること。

(ア) 平成6年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者等(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、当該共同企業体の代表者の技術者等として施工管理したものに限る。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

イ 監理技術者にあつては、アの(ア)及び次に掲げる基準を満たす者であること。

(ア) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年9月24日（水）から同年10月6日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年9月24日（水）から同年10月6日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(8)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、2の(8)のイの(ア)に掲げる基準を満たす主任技術者又は2の(8)のイに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置することを求める。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年9月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 一般国道313号(北条倉吉道路)道路改良工事(4工区)

(2) 工事場所 東伯郡北条町弓原

(3) 工事内容

本件工事は、一般国道313号(北条倉吉道路)の地盤改良工事である。

(4) 工事の詳細

変位低減型深層混合処理工法 2軸 1000 27.1m 30本

低振動及び低騒音のサンドドレーン工法及びサンドコンパクションパイル工法

(5) 工 期 平成15年10月から平成16年3月25日まで

(6) 予定価格 400,162,350円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 土木工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

(3) 平成14年鳥取県告示第367号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

(4) 平成15年9月24日(水)から同年10月6日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 平成15年4月1日(火)から同年10月6日(月)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(6) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している低振動及び低騒音のサンドドレーン工法又はサンドコンパクションパイル工法による地盤改良工事(以下「同種工事」という。)を元請又は共同企業体の代表者として施工した実績があること。

(7) 本件工事において、低振動及び低騒音のサンドドレーン工法及びサンドコンパクションパイル工法に係る地盤改良工事を下請けによらず自社で施工することができること。

(8) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができる者を有すること。

ア 主任技術者にあつては、次に掲げる基準を満たす者であること。

(ア) 平成6年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者等(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、当該共同企業体の代表者の技術者等として施工管理したものに限る。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

イ 監理技術者にあつては、アの(ア)及び次に掲げる基準を満たす者であること。

(ア) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年9月24日(水)から同年10月6日(月)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年9月24日(水)から同年10月6日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)の(ア)に同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係(電話0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥

取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

- (8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(8)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、2の(8)のイの(ア)に掲げる基準を満たす主任技術者又は2の(8)のイに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置することを求める。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年9月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業務名 県営第2大名2期地区農免農道（加茂1号橋）実施設計業務
(2) 業務場所 西伯郡名和町加茂
(3) 業務内容

本件業務は、県営第2大名2期地区農免農道（加茂1号橋）に係る橋梁の詳細設計を行うものである。

(4) 業務の概要

銅 ラーメン橋 橋長 L = 92.0m
幅員 5.5 (6.5) m
設計内容 上部工 ラーメン 1式
下部工 逆T式橋台 2基
深礎基礎 1基
補強土壁工 1式

- (5) 履行期間 平成15年10月から平成16年3月25日まで
(6) 予定価格 25,452,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 平成14年鳥取県告示第648号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）及び平成15年鳥取県告示第130号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等についての一部改正について）に基づく入札参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。
(3) 県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。
ア 県内の事務所等に技術者（設計業務に係る1年以上の実務経験を有する者をいう。以下同じ。）を20名以上有すること。
イ 技術者を30名以上有すること。
(4) 県内に事務所等を有しない者にあつては、(3)のイに掲げる基準を満たしていること。
(5) 平成15年9月24日（水）から同年10月6日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(6) 平成15年4月1日（火）から同年10月6日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）

でないこと。

(7) 平成6年度以降に鋼橋上部工の動的解析を含む詳細設計及び杭基礎工を有する橋りょう下部工の詳細設計を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(8) 本件工事の実施期間中、技術士法(昭和58年法律第25号)第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者又は社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験に合格し、登録を受けた者(道路部門又は鋼構造及びコンクリート部門に係る登録を受けたものに限る。)を、管理技術者及び照査技術者としてそれぞれ配置できること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年9月24日(水)から同年10月6日(月)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年9月24日(水)から同年10月6日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

正 誤

平成15年4月1日付鳥取県告示第224号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関、鳥取県収納代理金融機関及び鳥取県収納代理郵便官署の名称等の一部改正について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
2	30	鳥取県収納代金融機関	鳥取県収納代理金融機関

